

公益財団法人日本バドミントン協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.badminton.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)2025年度から2027年度の3カ年の注記計画である「中期経営計画2025-2027」を策定している。 この中期経営計画では、本会のパーパス・ビジョンを基に、これから達成する代表チーム強化、収益、競技登録者及びバドミントンファン獲得の目標達成に向けたアクションを中心に更正している。 この成果目標は施策の進捗や環境の変化に応じ適宜見直す。また、中期経営計画の確実な進捗を支援するため、コンサルティングスタッフによる4半期に1度のチェックを行い、理事会に報告することとしている。 (2)中期経営計画は近日ホームページ上にて公表する予定。 (3)パーパス・ビジョンの策定に当たっては、協会内外の関係者から幅広くアンケートを募り策定しており、それを基に各担当本部を中心に策定している。	1.中期経営計画
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1)「中期経営計画2025-2027」に財務計画とともに人員計画を策定している。 (2)中期経営計画は近日ホームページ上にて公表する予定。 (3)「中期経営計画2025-2027」は理事会で決議をしている。	1.中期経営計画 2.組織図 3.専門人材、顧問先一覧
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1)中期経営計画において、目指す純資本のレベルも踏まえ、経営目標のひとつとして目標値を設定。 今期収支目標においても、収支、純資産、資金繰りの目標を設定し2025年3月第431回理事会で決議している。 (2)今期収支目標はHPで公開している。 <UrL> https://www.badminton.or.jp/nba/docs/2025_budget_20250321.pdf (3)内容については外部役員中心で構成されている理事会で審議決議をいただいた。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1)外部理事の目標割合は25%以上に設定している。この規則に基づいて2025年6月に役員の改選を行った。（2025年6月時点の外部理事割合は67%） 加えて、各理事・監事のスキルマップを作成し公表している。 (2)女性理事の目標割合は40%以上に設定している。この規則に基に2025年6月に役員の改選を行った。（2025年6月時点の女性理事割合は56%）	4.役員等候補選出委員会規程 5.定款
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1)2023年3月5日第85回評議員会において、選出方法や男女比率について定款を改正、2027年度の定時評議員会後に施行予定。 本会外部評議員基準を学校関係者、会社経役職員、行政管理職等とした場合、その割合は、67%で目標割合（25%）（37名/55名・2024年10月現在）に達している。 (2)女性評議員は5名/55名に留まるが、次期改選（2027年6月定時評議員会）以降は全国を9地区に区画し、各地区より選出された者各2名以内及び8連盟代表から選出された者2名以内のうち、「1名以上を女性、1名以上を外部有識者とすることが望ましい」と規程（役員等候補選出委員会規程）している。	4.役員等候補選出委員会規程 5.定款 6.評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1)アスリート委員会が設置され、3か月に1回、年間4回を定期的に開催している。 (2)アスリート委員会はS/Jリーグ1部、2部所属男女各チームの代表者1名（チームのキャプテン又は日本代表選手経験が望ましい）と元選手（最大10名以内とし本会が指名する）の構成とし、アスリート委員長はアスリート委員により選挙にて選出している。 (3)アスリート委員長は自動的に本会の理事となり、アスリートの意見を組織運営に反映する構造としている。	7.アスリート委員会規程 8.アスリート委員名簿
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1)定款に基づき理事9名、監事3名で理事会を構成している。弁護士、会計士、社会保険労務士、スポーツ競技団体、企業経営の有識者、再組成したアスリート委員会の代表者を理事・監事として選任し、外部や多様な目から事務局の業務執行を管理、監督する。 2025年度は理事会を7回開催を予定し、毎回2時間にわたり活発な審議を行っている。	4.役員等候補選出委員会規程 5.定款 9.役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1)理事及び監事の定年年齢を原則満70歳とし、その者の退任の日は、任期満了の日とした。但し、特別な理由がある場合は、定年年齢を満80歳とした。また、選任年度の末日（3月31日）までに定年年齢に達する者は、評議員会への選任提案を見合わせるものとした。	4.役員等候補選出委員会規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数 の上限を設けること	(1)理事及び監事の在任期間は原則連続5期10年までとした。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。 ①当該理事が在任期間中に Badminton World Federation（世界バドミントン連盟）及び Badminton Asia 等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合。 ②当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合。 (2)最長期間に達したものが、再び再任されるまでに必要な経過措置（少なくとも任期2期分）は、近日役員等候補選出委員会規程に定める予定。	4.役員等候補選出委員会規程
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1)役員等候補選出委員会を設定し、役員候補者等の決定を理事会等の他の機関から独立して行っている。役員候補選出委員会規程4条に定める7名（うち外部有識者3名）の委員にて構成し、委員長が外部有識者である。 (2)役員等候補選出委員会規程において外部有識者を若干名配置することを定めている。 (3)役員等候補選出委員会規程において、委員の過半数は理事以外の者でなければならないと定めている。	10.役員等候補選出委員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	(1)本会の経営に関する規程、コンプライアンスに関する規程、会計・経理に関する規程、競技など協 会の運営に関する規程、に大きく分けをして、規程類を整備し、周知・運用をしている。	11.各種規程
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	(1)定款を初め、理事会規程、組織・職務権限規程、会員に関する各種規程を整備している。	11.各種規程
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	(1)文書処理規程、情報公開規程、個人情報保護規程、内部通報規程などを整備している。	11.各種規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1)法人の役職員の報酬等に関する規程として、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、就業 規則、給与規程、退職金規程を整備している。	11.各種規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1)定款第3章において資産・会計について定めている他、特定資産取扱規程（公益目的事業基金規程 より名称変更）、寄付金取扱規程を整備している。 上記に加え、経理事務マニュアルを作成し、それに基づき運営を行っている。	11.各種規程 12.経理事務マニュアル
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(1)財政的基盤を整えるために各種規程として、会員に関する規程、競技用具器具検定審査規程、公認 審判員資格登録規程を整備している。	11.各種規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(1)日本代表の選考では、選考基準を毎年更新して公表している。 (2)選手の権利保護に関する規程はないが、今年度から選考会議で俎上に上がりながら選考されなかつた選手の理由は開示して説明できるようにしている。 (3)選手選考基準については強化戦略本部長及び強化委員会にて公平かつ合理的な過程で策定している。	13.2025年日本代表選手選考 基準 14.2025年ジュニア日本代表 選手選考基準 ※2026年選考基準は現在策定 中。
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	(1)審判員の選考については、公認審判員資格登録規程にて、検定基準及び資格、検定会の実施方法、申請手続きの方法等について詳細を規程している。また、レフェリーは公認レフェリー資格登録規程、国際審判員は国際審判員資格者養成規程で審判員同様に規程している。	15.公認審判員資格登録規程 16.公認レフェリー資格登録規程 17.国際審判員資格者養成規程
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	(1)法律相談の全般として顧問弁護士を置き、各種法的な相談ができる体制を確保するとともに、財務会計部門においては、監査法人並びに公認会計士、社会保険労務士と契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。 また顧問弁護士とは別途、本会理事に弁護士1名が所属し、同理事を中心とした弁護士による法務対応チームも運営している。 (2)職員の業務遂行上、必要に応じて法的知識を学ぶための研修会等の開催を計画している。	2.組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 倫理・コンプライアンス委員会を設置しており、年に3回程度開催している。 (2) 倫理コンプライアンス委員会規程において、委員会の役割や権限事項を明確に定めている。 (3) 倫理・コンプライアンス委員会の構成員に、女性委員を1名配置している。	18.理事会へのコンプライアンス事案報告 19.倫理・コンプライアンス委員名簿
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1)倫理・コンプライアンス委員会構成員3名中2名は外部の弁護士を配置している。	19.倫理・コンプライアンス委員名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)2025年度中にハラスメントをテーマとした役職員向けコンプライアンス研修を実施予定。	20.情報管理ガイドライン
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)2025度に日本代表選手及び指導者に対し「スポーツベッティング」に対する教育研修会を実施した。	21.代表チーム研修会資料
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)審判員には審判員資格検定会をはじめとする各種講習会で、また大会開催時の審判会議において教育を実施している。大会開催時の審判会議では審判員行動規範を配布し、コンプライアンス遵守、ハラスメントの防止等の教育を行っている。	22.審判員行動規範
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1)法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 (2)監査法人との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言をいただく体制を整えている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経理事務マニュアルを整備し、公正な会計原則を遵守するための業務フローを確立している。 (2) 公益法人認定法に基づき適性のある監事を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	9.役員名簿 23.経理事務マニュアル
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1)経営企画本部が申請及び情報管理、所轄団体との連携を行ない、適正な申請等を行なっていく体制としている。経営企画本部内に公益財団法人経理経験者を配置、組織としてチェック体制を強化している。補助金ガイドラインに従った対応を行い、交付を頂いている。	24.補助金ガイドライン
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1)法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている。また、その中から事業報告書・財務諸表をはじめ、各種規程、資料等を本会ホームページにおいて開示している。 〈事業・決算報告書：https://www.badminton.or.jp/nba/zaimu.html〉 〈各種規程等：https://www.badminton.or.jp/ ※協会概要→情報公開→定款&諸規程〉	
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1)選手選考基準は毎年更新した内容について代表選手を輩出する所属チームに対して説明会を実施し、変更内容を周知し、併せてウェブサイトに掲載している。選手選考後は広報リリースを行い、選考理由等を必要に応じて開示している。	13.2025年日本代表選手選考基準 14.2025年ジュニア日本代表選手選考基準 ※2026年選考基準は現在策定中。
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1)HPにガバナンスコード遵守状況を開示している。 https://www.badminton.or.jp/governanceCode/docs/governanceCode_20241030.pdf	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1)利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。多額又は重要な契約については、組織・職務権限規程の規定に基づき、本部長会議、理事会等において個別に判断をしている。 倫理規程第4条第3項において、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と明記している。	11.規程一式 ※倫理規程及び組織職務権限規程を参照。
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1)利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。その他、倫理規程第4条第3項においても、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。	11.規程一式 ※倫理規程及び利益相反ポリシーを参照。
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 相談窓口について、ホームページ、SNS等を通じて周知している。 (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて規程を設け、情報管理をしている。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 担当職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けをしている。	25.内部通報規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1)相談窓口に届いた通報については、顧問弁護士や倫理コンプライアンス委員会と連携して対応している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程に定めている。 (2)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続をHPで公開している。 https://www.badminton.or.jp/nba/docs/disciplinaryRules_20241107.pdf (3)処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞の機会を設けることを規程に定めている。 (4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程に定めている。	26.登録者等懲罰規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1)各種処分審査を行う会議体は、外部の弁護士、専門性を有するものを配し、中立性及び専門性を担保している。	27.倫理・コンプライアンス委員会規程 19.倫理・コンプライアンス委員名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1)公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 (2)自動応諾条項の対象事項は、懲罰用の不利益処分に対する不服申立に限らず、本会のあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3)不服申立期間については日本スポーツ仲裁規程に準ずることとしている。	26.登録者等懲罰規程 27.倫理・コンプライアンス委員会規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1)懲罰の通知において、スポーツ仲裁機構への不服申立手続の可否及びその手続きの期限を書面にて通知している。	28.通知書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1)危機管理体制を構築している。 (2)危機管理マニュアルを策定している。 (3)危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4)危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	29.危機管理マニュアル
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1)「役員懲罰規程」第6条2項において、「倫理・コンプライアンス委員会は調査について、外部調査委員会に委託することができる」と明確化した。有事の際には、内部の専門チームが事案発生後速やかに独立性、中立性、専門性を有する外部有識者による調査委員会を設定する体制を整備している。	29.危機管理マニュアル
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1)独立性・中立性・専門性を有する倫理コンプライアンス委員会が、不祥事対応の調査の指揮をとる体制としている。倫理コンプライアンス委員会が、不祥事対応として外部調査委員会を設置するとした場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成する。	27.倫理・コンプライアンス委員会規程 30.役員懲罰規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1)権限関係については、定款第11章及び定款細則第2条、倫理規程第3条、第4条、第5条、地区・連盟代表者協議会規程第2条において規定している。 (2)スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）適合審査自己説明において、ガバナンスコードの着実な実施を目指して、評議員会、加盟団体理事長会議などの機会を活用し情報提供を行う方針を示している。 (3)加盟団体（地方組織）との連携を密にし、組織運営及び業務執行について指導、助言及び支援を行う為、加盟団体理事長会議や事務局長会議、各地区、連盟の代表者との協議会を適宜開催している。また加盟団体支援室を新設し、加盟団体から、目的を達成するための相談等があった際には、指導、助言及び情報提供等の支援を行っている。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1)全国理事長会議、評議員会後情報共有会、地区連盟評議員代表者会議、全国事務局長会議を開催し、適時必要な情報の共有を行っている。	